

青森市競争入札参加資格業者指名停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市入札参加業者等指名要綱(平成17年4月1日実施。以下「指名要綱」という。)第1条及び青森市競争入札参加資格等に関する規則(平成17年青森市規則第161号)第1条に規定する建設工事、物品の売買又は修繕、製造の請負、委託、賃貸借等の適正な指名業者等(指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者をいう。以下同じ。)の選定に資するとともに、適正な施工等を促し、これらの適正な施行を図るため、有資格業者(指名要綱第2条第1項に規定する名簿に登載されている者をいう。以下同じ。)に係る指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表1及び別表2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者について、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定めて指名停止の措置を行うものとする。

- 2 契約を担当する部局の長は、指名停止を受けた者を当該指名停止期間中指名してはならない。
- 3 契約を担当する部局の長は、指名停止を受けた者を現に指名しているときは、開札前にあっては当該指名を取り消し、開札後契約締結前にあっては契約を締結しないものとする。
- 4 契約を担当する部局の長は、指名停止を受けた者を当該指名停止期間中随意契約の相手としてはならない。ただし、災害復旧に係る応急工事の場合、特許若しくは特殊工法を必要とする場合、印刷物等の原版を所有している場合、特殊な機械若しくは資料等を所有している場合又はその他のやむを得ない理由がある場合で、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 契約を担当する部局の長は、指名停止を受けた者が、当該指名停止期間中、市の契約に係る下請負若しくは受託をし、または連帯保証人になることを認めてはならない。

(下請負人に対する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により元請負人について指名停止の措置を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定めて、指名停止の措置を併せて行うものとする。

(共同企業体に対する指名停止)

第4条 市長は、共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは当該共同企業体について、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定めて指名停止の措置を行うほか、当該共同企業体の構成員である有資格業者(明らかに当該共同企業体の指名停止について、責めを負わないと認められる者を除く。)について当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定めて、指名停止の措置を行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する場合において、当該共同企業体について解散等の理由により、指名停止の措置を行うことができないときは、当該共同企業体の構成員であり、又は構成員であった有資格業者(明らかに当該共同企業体の指名停止について、責めを負わないと認められる者を除く。)について、指名停止の措置を行うものとする。この場合において、当該指名停止の期間については、当該共同企業体について同項の規定により指名停止の措置を行うものとした場合の例によるものとする。

3 市長は、第2条第1項、前条又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者が構成員になっている共同企業体については、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内において情状に応じた期間を定めて、指名停止の措置を行うものとする。

(措置要件の競合)

第5条 一の事案により別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期(期間が定められているときは、その期間。以下同じ。)及び長期(期間が定められているときは、その期間。以下同じ。)の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(短期の延長)

第6条 指名停止を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号及び前条の規定による短期の2倍(当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

一 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、別表各号(第9号から第11号までを除く)の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第12号から第15号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第12号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

(指名停止期間の短縮及び延長)

第7条 市長は、指名停止を受けるべき者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2条の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

2 市長は、指名停止を受けるべき者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第5条の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36箇月を超えるときは、36箇月)まで延長することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第8条 市長は、指名停止を受けるべき者について、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

一 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第13号又は第15号に該当したとき。

二 別表第12号から第15号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。)若しくは談合(同条第2項に規定する行為をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

三 別表第12号又は第13号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の

規定の適用があったとき。

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第12号又は第13号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

五 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第14号又は第15号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止期間の変更等)

第9条 市長は、指名停止を受けている者について、当該指名停止の期間中に、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになった等指名停止期間を変更すべき事由が確認されたときは、別表各号及び第5条から前条までに定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

2 市長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、別表第13号又は第15号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止の措置を行うことができるものとする。

(指名停止の解除)

第10条 市長は、指名停止を受けている者について、当該指名停止の期間中に、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該指名停止の措置を解除するものとする。

(指名委員会の意見の聴取)

第11条 市長は、第2条第1項、第3条及び第4条の規定により指名停止の措置を行おうとするとき、第2条第4項ただし書の規定により随意契約の相手方として承認しようとするとき、第9条第1項の規定により指名停止の期間を変更しようとするとき、又は前条の規定により指名停止の措置を解除しようとするときは、あらかじめ指名要綱第6条に規定する青森市入札参加業者等指名委員会(以下「指名委員会」という。)の意見を聴くものとする。ただし、別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する有資格業者について、第2条の規定により指名停止の措置を行おうとする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合において、市長は、指名停止の措置後速やかに、指名委員会に報告するものとする。

(措置要件該当事案の報告)

第12条 市長事務部局の部等及び各機関の事務局等の長は、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事由が発生したと認めるときは、直ちにその旨を指名停止事由発生報告書(第1号様式)により、総務部長に報告するものとする。指名停止の措置を受けている者について、第9条第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第10条の規定により指名停止の措置を解除すべき事由が発生したと認める場合も、同様とする。

(指名停止の通知)

第13条 市長は、第2条第1項、第3条及び第4条までの規定により指名停止の措置を行ったと

きは、その旨を指名停止通知書(第2号様式)により市長事務部局の部等及び各機関の事務局等の長に通知するものとする。第9条第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第10条の規定により指名停止の措置を解除した場合も同様とする。

- 2 市長事務部局の部等及び各機関の事務局等の長は、前項の通知があったときは、直ちにその掌理する課(室)及び出先機関に対し周知させるものとする。
- 3 市長は、第1項の場合において、指名停止を受けた者に対して、指名停止通知書(第3号様式)、指名停止期間変更通知書(第4号様式)、又は指名停止解除通知書(第5号様式)により、その旨を通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により指名停止の通知を行う場合において、当該指名停止の事由が市の契約に関するものであるときは、必要に応じ、指名停止を受けた者に対して改善措置の報告を求めるものとする。
- 5 市長は、第1項の場合において、指名停止の措置等に係る情報を市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第14条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件に該当しない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭により、警告又は注意の喚起を行うことがある。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は、平成21年10月21日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の青森市競争入札参加業者指名停止要領第2条、5条、6条、7条、8条、9条、10条、11条、12条の規定は、この要領の実施の日以後に行われる指名停止の措置要件に該当する行為について適用し、この要領の実施の前に行われた指名停止の措置要件に該当する行為については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成22年4月28日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成23年7月26日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成25年12月1日から実施する。

(実施期日)

この要領は、平成26年12月1日から実施する。

(実施期日)

この要領は、平成27年2月25日から実施する。

別表1(第2条・第4条・第5条・第6条・第7条・第8条・第9条関係)

(工事請負契約及び測量、建設コンサルタント等業務委託契約に係る措置基準)

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市の発注する工事及び測量、建設コンサルタント等委託業務(以下「委託業務」という。)に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の落札決定前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>3 県内における工事で市発注工事以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事及び委託業務の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上12箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12箇月</p> <p>9箇月</p>

<p>所(常時工事及び委託業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p>	6 箇月
<p>1 0 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>3 箇月</p>
<p>1 1 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9 箇月</p> <p>3 箇月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>1 2 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2 箇月以上 1 6 箇月以内</p>
<p>1 3 市発注工事及び委託業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 8 箇月以上 3 6 箇月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>1 4 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2 箇月以上 1 6 箇月以内</p>
<p>1 5 市発注工事及び委託業務に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 4 箇月以上 3 6 箇月以内</p>
<p>(不当な情報提供要求等)</p> <p>1 6 市発注工事及び委託業務に関し、市の職員に対して、不当な情報提供要求等を行ったと認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>1 7 建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>1 8 市発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 箇月以上 9 箇月以内</p>

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>1 9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上1 8 箇月以内</p>
<p>2 0 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治4 0 年法律第4 5 号)の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上9 箇月以内</p>
<p>(暴力団の関与)</p> <p>2 1 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対しその維持若しくは運営に関与する者(以下、「暴力団関係者」という。)であるとき、または暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 2 箇月を経過し、かつ 改善されたと認められる まで</p>
<p>2 2 代表役員等、一般役員等又は使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 2 箇月を経過し、かつ 改善されたと認められる まで</p>
<p>2 3 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団または暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 2 箇月を経過し、かつ 改善されたと認められる まで</p>
<p>2 4 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 2 箇月を経過し、かつ 改善されたと認められる まで</p>
<p>2 5 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係者が実質的に経営に関与している業者、暴力団の維持運営に積極的に関与、協力している業者(以下、「暴力団関係業者」という。)であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 2 箇月が経過し、改善 されたと認められるまで</p>
<p>2 6 市発注契約の履行に当たり、受注者又は下請負人に対して、暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、警察及び発注者への通報・報告を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月</p>

別表2(第2条・第4条・第5条・第6条・第7条・第8条・第9条関係)
 (製造の請負、物品の購入その他の契約に係る措置基準)

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 市の発注する物品(動物を除く。)の売買又は修繕の供給契約、物品の製造の請負契約、測量、建設コンサルタント等業務を除く委託契約、賃貸借契約等(以下「市発注契約」という。)に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内
(過失による粗雑な契約履行) 2 市発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行つたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)。	当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内
3 県内における物品(動物を除く。)の売買又は修繕の供給契約、物品の製造の請負契約、測量、建設コンサルタント等業務を除く委託契約、賃貸借契約等で市発注以外の契約(以下「一般契約」という。)の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行つた場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上12箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内
6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故) 7 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内
8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内
(贈賄) 9 次の(1)、(2)または(3)に掲げる者が市の職員に対して行つた贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等	当該認定をした日から 12箇月

(3) 使用人	9 箇月 6 箇月
1 0 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	当該認定をした日から 9 箇月 6 箇月 3 箇月
1 1 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等	当該認定をした日から 9 箇月 3 箇月
(独占禁止法違反行為) 1 2 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1 2 箇月以上 1 6 箇月以内
1 3 市発注契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。	当該認定をした日から 1 8 箇月以上 3 6 箇月以内
(競売入札妨害又は談合) 1 4 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1 2 箇月以上 1 6 箇月以内
1 5 市発注契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から 2 4 箇月以上 3 6 箇月以内
(不当な情報提供要求等) 1 6 市発注契約に関し、市の職員に対して、不当な情報提供要求等を行ったと認められるとき	当該認定をした日から 4 箇月以上 9 箇月以内
(営業等に関し必要な許可法律等の違反行為) 1 7 営業等に関し必要な許可法律等の規定に違反し、製造の請負、物品の購入、その他の契約の相手方として不適當であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
1 8 市発注契約に関し、営業等に関し必要な許可法律等の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 箇月以上 9 箇月以内
(不正又は不誠実な行為) 1 9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為を	当該認定をした日から

し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 箇月以上 1 8 箇月以内
2 0 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治 4 0 年法律第 4 5 号)の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
(暴力団の関与) 2 1 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団関係者であるとき、または暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から 1 2 箇月を経過し、かつ 改善されたと認められる まで
2 2 代表役員等、一般役員等又は使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から 1 2 箇月を経過し、かつ 改善されたと認められる まで
2 3 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団または暴力団関係者に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	当該認定をした日から 1 2 箇月を経過し、かつ 改善されたと認められる まで
2 4 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から 1 2 箇月を経過し、かつ 改善されたと認められる まで
2 5 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から 1 2 箇月が経過し、かつ 改善されたと認められる まで
2 6 市発注契約の履行に当たり、受注者又は下請負人に対して、暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、警察及び発注者への通報・報告を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月

総 務 部 長 様

(報告者名)

指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由発生報告書

下記の有資格業者について、指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由が発生しましたので、通知します。

記

1 業 者 名

2 指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由

第2号様式(第13条関係)

発 送 番 号
平 成 年 月 日

市長事務部局の部等及び各機関の事務局等の長 様

市 長 名

指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）通知書

下記のとおり指名停止処分と（指名停止期間を変更、指名停止を解除）しましたので、通知します。

記

1 業 者 名

2 指名停止期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

3 指名停止理由

商号又は名称
代表者氏名 様

市 長 名 印

指名停止通知書

このたび、貴 が ① ことは、誠に遺憾である。
よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意されたい。②(今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間 ③平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 2 指名停止の理由 ④

(注)

- ・①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- ・②には、第13条第4項の適用がある場合に使用する。
- ・③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- ・④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

発 送 番 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

市 長 名 印

指名停止期間変更通知書

さきに、平成 年 月 日付け青市 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 変更前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

第5号様式(第13条関係)

発 送 番 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

市 長 名 印

指名停止解除通知書

さきに、平成 年 月 日付け青市 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。